

須坂市立須坂支援学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月策定

1 いじめの定義といじめに対する基本方針

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第 2 条）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 人権問題等対応委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、各部長、学級担任相談窓口担当職員等からなる、いじめ対策のための「人権問題等対応委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 部会・職員会議、須坂小学校との連絡会での情報交換及び共通理解

小学部・中学部各部会や職員会議において、全職員で配慮を要する児童生徒、気になる児童生徒の現状や指導について、情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組（年間計画別掲）

(1) 保護者との連携

児童生徒の生活上の小さな変化を見逃さずに情報共有するため、登下校時の引継、連絡ノート等により日頃から保護者との信頼関係づくりに心がける。また、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成、評価を保護者とともに行い、児童生徒の成長と心の動きを的確に把握していく。

「いじめは絶対に許さない」「いじめられてよい子は一人もいない」という学校の姿勢やいじめ防止等に関する学校の考え、取組等の保護者への発信を、全校集会や P T A の会合等で周知していく。

(2) 学級経営の充実

児童生徒の日頃の行動や身体症状の観察をていねいに行い、実態を十分に把握して、よりよい学級経営に努める。

わかる・できる・活躍できる授業を行い、児童生徒一人一人が成就感や達成感、充実感のもてる授業の実践に努める。

すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心、自己肯定感などを育てる。

(3) 児童生徒一人一人に応じたソーシャルスキルトレーニングの実施

児童生徒一人一人の実態に応じてソーシャルスキルトレーニングを実施し、人間関係形成力や気持ちのコントロール、場に応じたコミュニケーションの方法を学習することで、好ましい友人関係を築けるようにする。

(4) 相談体制の整備

日頃から保護者と担任とがどんな小さなことでも情報交換できる関係作りに努めるとともに、指導学級で指導に当たる複数担任の共通理解を図る。また、保健室に相談窓口を設け、保護者の相談を受け付けたり、スクールカウンセラーによる相談時間を設定したりして、教育相談の充実に努める。

(5) 須坂小学校・常盤中学校との交流及び共同学習の推進

併設の須坂小学校、隣接の常盤中学校との計画的な交流及び共同学習を通して、協力したり強調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身につけるよう指導する。

(6) 居住地校との交流及び共同学習の推進

居住する地域の小中学校との交流及び共同学習を通して、同じ地域に住む友達との人間関係を広げ、協力したり一緒に活動することの心地よさを学習し、人とよりよく関わる力を身につけるよう指導する。

(7) 学校相互間の連携協力体制の整備

市内小中学校との情報交換（教頭会や生徒指導委員会等）や交流学习を行い、連携協力体制の整備をしていく。

4 いじめ早期発見のための取組（年間計画別掲）

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童生徒、保護者、学校との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また必要に応じて、教育委員会、須高地域障がい者支援センター、東部児童センター、市町村福祉課などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 保護者との連絡帳及び送迎時の引継時間の活用

保護者との連絡帳を使って、児童生徒の学校での児童生徒の様子を家庭に伝えるとともに、家庭での様子を保護者に記入してもらい、情報を収集する。また、登下校が保護者の送迎による場合は、短時間でも保護者と児童生徒の様子について情報交換し、心の動きや変化を把握する。

(3) いじめについてのアンケート実施（6月、11月）

学校自己評価アンケートに「人権の尊重」の項目を設けて、いじめを始めとするあらゆる人権問題について保護者からの評価と、教員側の指導支援や友人関係等に関するコメントを記述してもらい、保護者の気づきを把握する。

また、全市一斉に実施する「いじめ調査」を6月、11月に全校で実施する。本人・保護者からのアンケート又は聞き取りにより実態を把握するとともに、個別指導をていねいに行い、その結果を市教育委員会に報告する。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 学校危機管理マニュアル「7 人権に関わる問題対応マニュアル」による対応
 - いじめを発見した場合、いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
 - いじめの事実が確認された場合は、人権問題等対応委員会を開き、対応を協議する。
 - いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒、保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
 - いじめを受けた児童生徒が安心して登校し学習できるよう、必要があると認められるときには、保護者と連携を図りながら、別室での学習を行う等の措置をとる。
- (2) 保護者との情報共有
 - 事実に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (3) 犯罪行為と認められる場合
 - 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
 - ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査
 - ウ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合
- (2) 重大事態への対処
 - 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
 - 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査委を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
 - 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒、保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

<別表>

いじめ防止対策 年間指導計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童生徒の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討(教育計画の協議の中で) ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童生徒に関する情報交換 ○家庭訪問での実態把握	○学級開き ○部・学級でのルール作り	○いじめ対策、人権について説明・啓発【PTA総会、学級PTA】
5月	○個別の指導計画の検討 ○児童生徒の関する情報交換	○行事を通した人間関係づくり(遠足、宿泊学習等) ○居住地校交流	
6月	○「いじめ調査」実施と集計 ○「いじめ調査」への対応・報告	○なかよし旬間 ○行事を通した人間関係づくり(音楽会 プール開き等) ○居住地校交流	○「いじめ調査」の実施を通した実態把握、啓発
7月	○児童生徒に関する情報交換 ○個別の指導計画の評価 ○個別懇談会での実態把握	○行事を通した人間関係づくり(宿泊学習、峰の原自然体験学習等)	○保護者との情報交換【個別懇談会】
8月	○人権教育・生徒指導に関する研修	○行事を通した人間関係づくり(育成会行事等)	
9月	○児童生徒に関する情報交換	○行事を通した人間関係づくり(運動会、文化祭等) ○居住地校交流	
10月	○児童生徒に関する情報交換	○居住地校交流	
11月	○「いじめ調査」実施と集計 ○「いじめ調査」への対応・報告 ○「学校自己評価保護者アンケート」の実施	○居住地校交流 ○行事を通した人間関係づくり(修学旅行、マラソン大会等) ○なかよし月間 ○人権講演会	○いじめ対策、人権に関する啓発【人権教育参観日、PTA人権講演会】 ○「いじめ調査」を通した実態把握、啓発 ○学校自己評価アンケートを通した実態把握、啓発
12月	○「学校自己評価保護者アンケート」の集計と考察、その対応 ○個別懇談会での実態把握	○居住地校交流	○保護者との情報交換【個別懇談会】
1月	○児童生徒に関する情報交換	○行事を通した人間関係づくり(スキー教室 等)	
2月	○児童生徒に関する情報交換	○行事を通した人間関係づくり(学習発表会 等)	
3月	○児童生徒に関する情報交換 ○「学校自己評価アンケート」に基づく改善策の検討	○行事を通した人間関係づくり(○年生を送る会、卒業式等)	○学校自己評価の公表を通した啓発

